

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、宮井委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第150回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つでございます。

議題の1、「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御説明させていただきます。

まず、資料1の「1 独自利用事務とは」を御覧ください。独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会ではこれまで1,213団体、8,561件の届出について委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続きまして「2 独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。このたび、地方公共団体から提出されました令和3年2月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか、確認いたしました。その結果、計89団体から新規の届出が105件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が21件、事務の廃止等を行う中止の届出が37件の計163件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,220団体、届出数が8,629件となります。

説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問があればお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することといたしますが、よろしいでしょうか。

異議なしという御意見を頂きましたが、他に御意見がないようですので、通知することといたします。事務局においては、所要の手續を是非進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題の2、「個人情報保護法ガイドライン改正案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題2について、資料2に基づき説明申し上げます。

資料2-1を御覧ください。今回は6月24日から7月27日までの期間、意見募集を行い、17の個人又は団体から延べ45件の御意見を頂きました。

これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

主要な御意見について御説明いたします。横長の（別紙）と書かれた資料を御覧ください。

まずは、法第16条第3項の利用目的による制限の例外についてでございます。こちらは2番から6番までになります。同項第1号の法令に基づく場合に該当するとして、今回追加した2事例について、法令の適用関係の確認を求める御意見や、引き続きガイドラインやQ&Aにおいて事例の拡充を望む御意見がございました。

次に、法第18条第2項の直接書面などによる取得についてでございます。こちらは7番から20番までになります。例えば11番、12番及び14番のように、追加した「任意の簡便な形式」という記載の内容を問うものや、16番や17番のように、名刺などの記載について、名刺以外に具体的にどのようなものが含まれるのかを問うものなど、改正箇所に関する具体的な内容を問うものが多く寄せられました。

次に、法第18条第4項の利用目的の通知などをしなくてよい場合についてでございます。こちらは21番から27番までになります。例えば21番、23番及び24番のように、具体的な事例を挙げて法第18条第4項第4号に該当するかを問うものが多く寄せられました。

次に、法第23条第2項のオプトアウトに関する原則についてでございます。こちらは28番から38番になります。例えば28番から32番のように、利用目的の記載の粒度についての御意見がございました。

このほか、今回の意見募集とは直接関係のない御意見を7件頂いております。

意見募集の結果などを踏まえ、必要な修辞上の修正を施しまして成案とさせていただいております。

御審議の上、承認を頂けましたら、改正後のガイドラインについて、準備が整い次第、公布・施行させていただきたいと存じます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 今回のガイドラインの改正は、個人情報保護法相談ダイヤルや事業者からのこれまでの問合せ、あるいは質問などを踏まえて法の解釈の明確化を図ったものです。頂いた大方の御意見は基本的にその趣旨に御賛同いただいていると思います。

今後とも、相談ダイヤルなどの日頃の活動を踏まえて、節目においてガイドラインに反映させていき、更に具体的な事例などはQ&Aなどに分かりやすく示していくことが重要と考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にございますか。よろしいでしょうか。

今回のガイドライン改正においては、法の解釈運用の更なる明確化を図ることができたと考えております。その改正されたガイドラインに基づいて、事業者において個人情報

適正に取り扱われるように期待するとともに、当委員会としても、社会経済の変化も見据えながら、適時のガイドラインやQ&Aの見直しなど、不断の取組を行っていきたいと考えます。

それでは、特に修正の御意見がないようなので、原案のとおり決定し、官報掲載等の所要の進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのとおりに取り扱いたいと思います。よろしく申し上げます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。お疲れさまでございました。